

福井県県有林S G E C－F M認証森林管理計画書

- I 森林管理計画書
- II 森林作業共通仕様書
- III モニタリング実施要領
- IV 森林管理認証内部監査規程

計画期間 自 令和 3 年 1 0 月 2 5 日

至 令和 8 年 1 0 月 2 4 日

(認証の有効期限)

令和 3 年 1 0 月 2 5 日策定

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 1 0 月 2 5 日改正

目次

I 森林管理計画書	- 1 -
1 概要.....	- 1 -
2 森林管理方針.....	- 2 -
3 認証森林の概況とその取扱い.....	- 5 -
4 林業経営.....	- 7 -
5 モニタリング調査	- 8 -
6 労働力と安全管理	- 8 -
7 社会的責任	- 10 -
8 林内の安全確保、不法投棄等への対策.....	- 10 -
9 認証生産物の販売に関する管理	- 11 -
10 情報公開	- 12 -
(参考資料1) バッファゾーン対象河川・溪流一覧	- 16 -
(参考資料2) 希少動植物の保護に関するマニュアル	- 18 -
(参考資料3) 選木マニュアル	- 20 -
(参考資料4) 効率的な伐採・造材マニュアル.....	- 22 -
(参考資料5) 森林ボランティア等推進方針	- 23 -
(参考資料6) 化学物質取扱マニュアル	- 24 -
(参考資料7) 廃棄物処理マニュアル.....	- 27 -
(参考資料8) S G E C 認証材取扱マニュアル.....	- 28 -
(別紙) 事故発生時等の緊急連絡体制.....	- 33 -
II 森林作業共通仕様書	- 34 -
III モニタリング実施要領	- 50 -
IV 森林管理認証内部監査規程.....	- 68 -

I 森林管理計画書

1 概要

1-1 名称及び連絡先

住 所 〒910 - 8580

福井県大手 3 丁目 17 番 1 号

名 称 福井県

代表者 福井県農林水産部県産材活用課

連絡先 福井県農林水産部県産材活用課公有林グループ

電 話 0776-20-0698

F A X 0776-20-0654

E メール kensanzai@pref.fukui.lg.jp

1-2 対象森林（福井県）の概要

福井県は、本州日本海側のほぼ中央に位置しており、北は石川県に、南東は岐阜県、南西は滋賀県・京都府に連なり、白山国立公園や奥越高原県立自然公園など緑豊かな山々、若狭湾国定公園や越前加賀海岸国定公園の変化に富んだ海岸、湿潤な気候が育む豊富な水資源など、豊かな自然環境に恵まれている。

[総 面 積] 4,190.52 km² (国土面積の 1.1% 全国 34 位)

[森林面積] 312,142ha (県土の 74.5%)

[地 形] 敦賀市と南越前町の間の山中峠、木ノ芽峠、栃ノ木峠を結ぶ約 10km にわたる山稜を境として、北東部を嶺北地域、南西部を嶺南地域に大別している。

嶺北地域は、岐阜県境方面に広く連なる越美山地、石川県境にそびえる奥越火山地とそれに続く各山地、中央に越前中央山地、西部に丹生山地、南に南条山地の各山地が並んでいる。

嶺南地域は、木ノ芽峠西側から南下する柳ヶ瀬断層と敦賀湾東岸の河野断層によって嶺北地域より一段低く落ちこみ、山地も 700～800m の定高性に下がっている。

[そ の 他] 総人口 761,655 人 世帯数 292,358 世帯

1-3 認証形態

(1) 森林管理認証の種類

F M 認証

(2) 認証の範囲

既存県有林 2,379.34ha のうち、663.93ha (下記事業地)

① あわら市清滝 (経営面積 289.12ha)

② 勝山市一本松 (経営面積 182.69ha)

③ 小浜市下根来 (経営面積 192.12ha)

(3) 計画期間 (期限)

令和 8 年 10 月 24 日まで

2 森林管理方針

2-1 基本理念

「ふくいの森林・林業基本計画（令和2年3月策定）」に基づき、森林資源の有効活用と環境保全に配慮した持続可能な森づくりを推進し、県民の共有財産である森林を次の世代に健全な姿で継承する。

2-2-1 基本方針

- 木材の持続的な生産を主目的とした「資源循環の森」と、森林の多面的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」の2つにゾーニングし、それぞれに応じた森林整備を推進する。

なお、これら基本方針の実行に当たっては、SGEC森林管理認証基準等を遵守する。

2-2-2 目標とする森林の姿

県有林の多くは、県土保全上重要な奥山や水源地に位置し、緑豊かな森林環境を創造するとともに、山地災害防止、水源涵養、地球温暖化防止など、重要な公益的機能を発揮している。

これら機能を持続的に発揮するための森林施業を基本とし、持続的かつ安定的な木材生産を行うため、森林施業の効率的・低コスト化を確保するための計画的な路網整備を進め、間伐を主体とした適正な森林管理に努める。

具体的には、利用可能な森林における利用間伐（搬出間伐）の実施を重点的に取組とともに、県有林の保育体系図に基づく保育施業を計画的に行い、木材生産と併せて高度の公益的機能の発揮を目指す。

また、利用間伐（搬出間伐）の実施に当たっては、列状間伐を導入し、施業の効率化・低コスト化を図るとともに、光環境の改善により、自然力を活用しながら、広葉樹の侵入を促し、針広混交林・広葉樹林へと誘導する。

2-2-3 施業方法

森林施業は、関連法令等の厳守はもとより、県有林の保育体系図に基づきながら、森林の状況等を考慮し適正な実施に努める。

なお、利用間伐（搬出間伐）は、列状間伐を基本とする。ただし、地形や自然条件等により列状伐採が適さない森林や、獣害などで自然植生の侵入（天然更新）が困難な森林では、施業地の状況に応じた伐採方法を採用する。

主な関連法令等

区分	関連法令等
法令	森林・林業基本法、森林法、森林の保健機能の増進に関する特別措置法、森林組合法、林業種苗法、分収林特別措置法、地すべり等防止法、鳥獣の保護及狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動

	植物の種の保存に関する法律、林業労働力の確保の促進に関する法律、木材の安定供給の確保に関する特別措置法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、森林病虫害等防除法、環境基本法、生物多様性基本法、自然環境保全法、自然公園法、自然再生推進法、文化財保護法、都市計画法、水循環基本法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農薬取締法、採石法、道路運送法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、文化財保護法、歴史的風致の維持及び向上に関する法律
条例	福井県県行分収造林設置条例、福井県森づくり条例、みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例、福井県環境基本条例、福井県国土利用計画、福井県公害防止条例、福井県立自然公園条例、福井県自然環境保全条例、福井県文化財保護条例

2-2-4 経営の改善策（事業の効率化によるコスト削減）

（1）既存県有林と旧林業公社林の一元化によるコスト削減

既存県有林と旧林業公社林の事業地のうち、一体的に事業運営ができる事業地については、一体施業に取り組み、路網の合理的な配置や高性能林業機械の稼働の向上による作業の効率化に努め、コスト削減を図る。

（2）森林施業の見直し（列状間伐の導入）によるコスト削減

列状伐採は、高性能林業機械を活用した効率的な集材作業（伐倒木を一括集材）が可能となり、施業コストが削減できる。

このため、地形や自然条件等を踏まえ、可能な限り列状伐採を導入し、事業の低コスト化を図る。

2-2-5 林産物の有効利用

（効率的な木材生産と伐採収入の確保）

県有林の施業・管理に当たっては、路網の整備や高性能林業機械の活用など、低コスト作業システムを構築し、効率的な木材生産を推進する。

当面、集成材や合板工場など木材価格が比較的安定している大口需要先を主たる販売先として、福井県間伐材等共同出荷組合と連携しながら、安定的な木材供給に努めるとともに、今後は徐々に木材生産が増大していくことから、市場を通じた販売のほか、木造公共建築物での利用推進など、木材産業の関連団体等との連携を強化し、供給先の拡大による伐採収入の向上に努めていく。

さらには、県内で木質バイオマス発電施設が稼働されたことで、林地残材となっているC材についても、無駄のない利用に努める。

（木材利用に向けた計画、戦略）

木を活かすプロジェクト

- ① 木材加工流通体制の強化による県産材の利用拡大
- ② 県産材の家づくりの推進

- ③ 公共および民間施設の木造・木質化の推進
- ④ 攻めの県産材の販路拡大
- ⑤ 新たな分野における利用拡大
- ⑥ 木質バイオマスの利用促進
- ⑦ みんなでつかおう「ふくいの木」運動

2-3 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成する。森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状況の変化、森林作業共通仕様書・モニタリング実施要領での結果等を検証し、5年に1回程度の見直しを行うものとする。

2-4 活動項目

2-4-1 環境

奥山の人工林は、列状間伐や広葉樹の植栽等により針広混交林や広葉樹林に誘導するなど、環境保全重視の森づくりを推進する。

また、自然災害や鳥獣害等から私たちの暮らしを守るため、手入れ不足で荒廃した人工林での積極的な間伐の実施や、奥山の高齢人工林で部分皆伐を行い、実のなる広葉樹を植栽し、鳥獣の生息環境を整備するなど、快適な生活環境の創造に努める。

なお、林道沿いの森林など、人の入り込みが想定される森林については、森林レクリエーションの場として活用されるよう、適切な間伐や枝打ちを行い、景観の維持改善に努める。

2-4-2 社会

人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっている中、森林・林業の重要性に対する理解を深めるため、森林教室や自然観察、間伐など体験活動を通じた「森林環境教育」を実践するフィールドとして県有林を活用する。

また、環境問題への関心の高まりから、CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、企業による森林の整備や保全活動が広がりを見せる中、県有林を活動のフィールドとして提供するとともに、植林や間伐の技術指導など積極的に活動を支援する。

2-4-3 経済

工務店が求める人工乾燥材の供給やマンション、オフィス家具など新たな分野での利用開拓を進めるとともに、間伐材の低コスト生産技術の開発等により、木質バイオマス発電への燃料の安定供給体制を構築するなど、更なる木材利用の拡大と木材販売収入の向上に努める。

3 認証森林の概況とその取扱い

3-1 認証森林の概要

別紙のとおり

3-2 人工林の現況とその取扱い

認証対象森林 663.93ha のうち、人工林は 433.54ha であり、その総蓄積は 17.9 万 m³ となっている。人工林の平均林齢は 64 年生 (R5.4.1 現在) と利用可能な段階にあり、木材需要に応じた安定供給が可能となっている。

今後、自然環境の保全、地形等の地理的条件に配慮しながら、木材生産に必要な路網を計画的に整備し、効率的な木材生産を実施する。

3-3 天然林の現況とその取扱い

認証対象森林 663.93ha のうち、広葉樹を多く含む天然林は 230.39ha となっている。

これら天然林については、自然の遷移に委ね、主として自然力を活用しながら保全を図ることとするが、状況に応じて更新補助や植栽等を実施し、公益的機能の確保に努める。

3-4 特定地の取扱い

(1) 急傾斜地 (45 度以上の斜面)

急傾斜地は、集中豪雨等による土壌侵食の発生が高いことから、必要林分 (人工林) において間伐を実施し、根茎発達の促進と広葉樹の自然植生を促し林地および表土の保護に努める。

(2) バッファゾーン (常水がある河川から 20 m 以内の範囲)

常水がある河川沿いはバッファゾーンとし、水質保全や生物多様性の確保のため、伐採に当たっては、光環境の改善など、広葉樹等の自然植生を促すよう配慮する。

また、土石流に伴い発生する流木を防止するため、過密となっている林分においては、間伐を実施し立木の根茎発達の促進に努める。

また、伐採木が河川にかからないよう注意する。

3-5 森林施業における環境配慮

福井県地域森林計画 (越前地域森林計画書)、該当する市町村森林整備計画 (あわら市、勝山市) および別紙「福井県県有林事業施業仕様書」に基づき、適切な森林施業を実施するとともに、次のとおり環境に配慮した作業を実施する。

(1) 地拵え作業

- 広葉樹は施業に支障のない限り林内に残す。

(2) 植栽作業

- 活着を図るため、苗木の乾燥を防ぐ。

- 野生動物による食害が予想される場合、防護柵の設置など防除措置を講ずる。

(3) 下刈作業

- 雑草木の種類や状態、地形等の立地条件に応じ、最も適切な方法（全刈り、筋刈り、坪刈り）を採用するものとし、必要以上の下刈は避ける。
- 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残す。

(4) 雪起し作業

- 倒伏木（造林木）を手で持ち上げ、幹への食い込みがないように結ぶなど、造林木を損傷しないよう丁寧に作業する。

(5) 枝打ち作業

- 枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮する。

(6) 間伐作業

- 広葉樹は施業に支障のない限り林内に残す。
- 伐倒方向は、残存木に損傷を与えない方向とする。
- やむを得ず伐倒木を林内に残置する場合は、移動等しないよう幹が地面につくようにして等高線に平行に残置する。
- 河川に流れ込む可能性のある伐倒木は処理する。

(7) 伐採・搬出作業

- 伐採方法は、基本、列状伐採とするが、地形や自然条件等により列状伐採が適さない森林や、獣害などで自然植生の侵入（天然更新）が困難な森林では、施業地の状況に応じた伐採方法を採用する。
- 伐採木の枝条、木屑等が河川や溪流に流れ出ないよう処理する。
- 伐倒、集材、造材作業において、収穫材、残存木に損傷を与えないよう丁寧な作業に努める。
- 運材の際、林道や森林作業道などの路面、路肩等を傷めないよう、十分に配慮する。
- 木材の市場ニーズを把握し、有利販売となる造材に努めるとともに、A材からC材まで無駄のない利用に努める。

(8) 森林作業道整備

- 路網計画に当たり、地形・地質、気象条件、野生動物の生息状況等を把握し、自然環境の保全に努める。
- ルート・構造等の選定に当たり、植生や地形、地質を十分調査し、地盤の安定している箇所を通過するとともに、景観の維持等に著しく支障を及ぼすことがないよう適切な措置を講ずる。
- 希少な野生生物の生息・生育が確認された場合は、路線計画や作設作業時期の変更等、対策を検討する。
- 小動物や魚類の生息環境を阻害しないよう、適切な工種工法を選定する。
- 切土盛土の均衡を図り、土砂の移動量を極力抑制するとともに、発残土を林内で処理する場合には、十分な転圧等により法面等の安定を図る。
- 建設副産物は適正に処理する。

3-6 野生動植物と文化財の保護

「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」を参考に、認証森林および認証森林の周辺森林の希少動植物（絶滅危惧種）に係る情報を把握し保護に努める。

施業の実施前には、林内調査により野生動植物の生息・生育状況を把握し、その生息環境を阻害しないよう注意するとともに、絶滅危惧種が確認された場合には、専門家からの意見聴取を行い、その助言に基づき適切な保護、保全対策を実施する。

また、県ホームページ「福井の文化財」を参考に、埋蔵文化財や天然記念物などの分布を把握し、施業を実施する際は、文化財保護法などの関係法令等を厳守のうえ、関係機関と連携・協議し、これらの保護に努める。

4 林業経営

4-1 伐期齢と生産目標

福井県の地域森林計画に定める標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、森林の伐採（主伐）を促すものではない。

認証森林では、伐期の長期化（80年生）を基本として、立木の生育状況や木材の市場ニーズ等に応じ、皆伐までの期間、抜き切りを繰り返し実施する。

なお、生産目標については、木材の需要動向や市場ニーズを踏まえ、適宜設定するものとする。

4-2 齢級構成の平準化

利用可能な林分においては、列状間伐の導入により、林内の光環境を改善することで広葉樹の侵入を促し、また高齢級の林分においては、自然環境等を考慮した上で部分皆伐・再造林を行うなど、複層林へと誘導することで齢級構成の平準化を図る。

4-3 伐採と更新計画

福井県の地域森林計画および該当する市町村森林整備計画に基づき、次のとおりとする。

（1）間伐

- 森林施業の共同化・合理化を図る。
- 生産性の向上および労働強度の軽減を図るため、地域に適した高性能林業機械を導入し、路網との組み合わせによる低コストで効率的な作業システムを構築する。
- 路網開設に当たっては、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、施業を効果的かつ効率的に実施するため、森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道（規格相当）」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を適切に組み合わせ開設する。

(2) 主伐

- 上記(1)間伐と同様
- 本計画期間内(5年間)に実施できる皆伐面積(5年間の合計面積)は、当該森林、もしくは隣接森林で指定されている保安林の指定施業要件を上限とする。

(3) 主伐後の伐採跡地の更新すべき時期

- 林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、伐採後2年以内に植栽するものとする。
- 天然更新によるものについては、伐採後おおむね5年を超えないものとし、「福井県天然更新完了基準」を満たない場合は、更新補助作業を行い、確実な更新を図る。

(4) その他

- 今後の森林管理・経営のため、施業記録の管理を行う。
- 伐採木は、A材からC材まで無駄のない利用に努める。

4-3 森林簿の再調整

適正な森林データを管理するため、必要に応じて森林簿を調整する。

4-4 境界の明確化

施業地を定期的にパトロールし、施業境杭の保全に努めるとともに、施業図が電子化されていない事業地については、GPSで測量し電子化を進める。

4-5 収穫計画

森林経営計画に基づき、計画的に実施する。

また、「ふくい森林・林業基本計画(令和2年3月策定)」に基づき、効率的な木材生産を進め、全県の令和6年度の目標値である25万m³(県産材生産量)に寄与する。

5 モニタリング調査

モニタリング調査は、別紙「モニタリング実施要領」に基づき実施する。

調査結果が本管理計画と乖離する場合には、速やかに改訂し今後の施業に反映する。

6 労働力と安全管理

6-1 安全教育

事業担当者は、安全衛生教育に係る講習・研修等を積極的に受け、その内容を受託事業者などの関係者と共有し、安全衛生の確保に努める。

また、現場に携わるすべての従事者が労働安全衛生に係る法令等を順守するように指導するとともに、作業の実施にあたっては、「福井県県有林S G E C森林認証森林作業共通仕様書」の「3. 各作業における確認事項」に基づき、作業の安全確保を指導する。

6-2 社会保障への加入

労働者が安心して働ける環境とするため、関係する林業事業者に対し各種社会保障制度への加入を指導する。

6-3 事故の再発防止

事故（労働災害等）が発生した場合、再発を防止するため、事故を起こした事業者に対し、事故原因の速やかな究明を求め、再発防止対策を講じるよう指導する。

なお、事故発生時等の緊急連絡体制は、別紙のとおりとする。

6-4 安全管理

（1）安全装置

労働災害を未然に防止するため、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備を装着するよう、林業事業体への指導を実施する。

別紙「安全装備の装着基準」に基づき、林業事業体への指導を実施する。

（2）ボランティア活動の安全管理

「森づくり安全技術マニュアル(発行:森づくり安全技術・技能全国推進協議会)」を参考に、作業の手順や注意点など作業前に指導を行い、安全確保に努める。

6-5 化学物質処理

化学物質の使用に当たっては、環境の保全上の支障を未然に防止するため、次のとおり適切な使用に努める。

（1）油脂の取扱い

- 使用する製品の取扱方法に厳守するとともに、機械器具からの流出を防ぐ。
- 油脂等の交換・補給は、河川、溪流付近では行わない。
- 使用した化学物質の廃棄物は、処理基準に基づき適正に廃棄する。
- 河川や溪流付近で使用する油脂は植物系への転換を図る。

（2）森林病虫害獣対策における取扱い

- 松くい虫被害・ナラ枯れ被害等を確認した場合、周辺への蔓延を最小限に抑えるため、関係機関と連携して早急に必要な措置を講ずる。
- 薬剤を使用する場合には、環境への影響を考慮し、適切な使用に努める。
- 獣害対策において忌避剤を使用する場合は、環境負荷の少ないものを使用する。

6-6 森林吸収源対策

(1) 二酸化炭素固定機能の向上

管理不足の人工林は、間伐など適切な森林施業を実施し、また林齢の高い人工林は複層林への誘導や資源の若返り（伐採、植栽）を図るなど、森林の二酸化炭素吸収機能の向上を図る。

また、間伐等で生産される木材・木質バイオマスは無駄なく有効に活用し、環境負担の少ない循環型社会の実現に貢献する。

(2) 化石燃料の節減

森林施業に使用する林業機械は、極力、二酸化炭素排出を低減した機種を使用するとともに、作業中のアイドリングストップに心掛けるよう、受託事業者を指導する。

7 社会的責任

7-1 利害関係の把握

森林施業の実施に伴う、社会情勢や自然環境の影響などを事前に把握し、これらに係る問い合わせがあった場合には、森林施業との因果関係を調査し、対応するとともに記録簿を作成し保管する。

7-2 紛争解決

紛争が発生した場合には、弁護士に相談するなど解決策・対応策を早期に検討し、紛争解決に努めるとともに記録簿を作成し保管する。

7-3 問い合わせ対応

認証森林に関する問い合わせは、基本、当該森林を管轄する県出先機関が対応するものとするが、紛争を招く可能性のある問い合わせについては県庁県産材活用課で対応する。

7-4 地域社会の慣習的権利の尊重

山菜の採取など地域社会の慣習的行為については、県や地権者の利益を阻害せず、商業的目的での行為を除き、極力その権利を認め尊重されるよう配慮する。

8 林内の安全確保、不法投棄等への対策

8-1 作業道の管理

作業道の通行の安全を図るよう、事業等で通行する者の協力を得つつ、適切な維持管理に努めるとともに、作業中においては「関係者以外の車両立入禁止」等の標識を設置し、安全の確保に努める。

また、梅雨明けや集中豪雨などの異常気象時の後にはパトロールを実施し、林内

路網の状況把握に努め、通行の安全が確保できない場合には、必要な措置、対策を講じるなど、林内路網の適切な維持管理に努める。

なお、林道が被災等を受け、安全な通行に支障をきたしている場合には、管理者である市町にその旨を伝え、適切な対策等を講じるよう指導する。

8－2 林野火災と対応

山火事防止のため、春先の林野火災多発期においては、巡視を重点的に実施する。

認証森林および周辺森林で林野火災が発生した場合は、消防署の消火活動を支援し、早期鎮火に努める。

8－3 不法投棄

不法投棄の未然防止のため、定期的に巡視を実施する。不法投棄を発見した場合には、関係機関と連携して対応する。

8－4 違法伐採

違法伐採の未然防止のため、定期的に巡視を実施する。違法伐採を発見した場合には、速やかに警察署に通報し被害届を提出する。

8－5 廃棄物処理

認証森林で発生した廃棄物は、参考資料7「廃棄物処理マニュアル」に基づき、その種類に応じて適切に処理する。

9 認証生産物の販売に関する管理

9－1 認証生産物の販売および管理

認証材の販売は、伐採された場所を図面に示し、認証森林から生産された木材であることを提示する。

認証材は非認証材と分別する必要があるため、予め認証材を保管する場所を決めて、保管場所に認証材であることを標記し管理する。

9－2 認証生産物販売に係る伝票

認証生産物の販売時における伝票は、次の事項を記載する。

- (1) 出荷の日時
- (2) 出荷先
- (3) 規格、材積
- (4) 森林経営計画の承認番号
- (5) 森林認証の種類、認証登録番号

9－3 本計画の認定者以外の者が認証森林で素材生産する場合の取扱い

認定者以外の者が認定森林で素材生産する場合は、参考資料8「SGEC認証材取扱マニュアル」に基づき実施する。

9－4 外部委託

認証材の販売を外部委託する場合は、次のとおりとする。

(1) 外部委託先

販売委託契約を締結した法人および個人とする。

(2) 委託先の認証材の取扱い

- 非認証事業者については、認証材の管理マニュアルを作成し、県との協議のうえ、県が承認した管理マニュアルに従って取り扱うものとする。
- 認定事業者については、それぞれの管理マニュアルに基づき取り扱うものとする。

9－5 認証森林林産物の有効活用（公共施設等での有効活用）

公共事業等で活用する木材については、認証森林から産出される木材（認証材）を活用するよう、関係機関に働きかけを行い、認証材の普及に努める。

10 情報公開

(1) 森林管理計画書等の公開

福井県のホームページにおいて、森林管理計画書（本計画書）を掲載するとともに、施業の実績や木材の販売実績、モニタリング実施要領に基づき作成するチェックリストについて情報を公開する。

(2) 公開の制限

個人や法人などの権利・利益等が侵害されると判断される情報については公開しないものとする。

(別紙) 認証森林の概要

1. 全体

表 1 認証森林一覧表

No.	名称 (山林名)	所在地	面積 (ha)	うち人工林 (ha)
1	あわら市清滝	あわら市清滝 59 字北三ノ谷 1-1 外	289.12	202.35
2	勝山市一本松	勝山市一本松 170 字奥山 1-517 外	182.69	114.34
3	小浜市下根来	小浜市下根来 79 字布谷 1-1 外	192.12	116.85
	合計		663.93	433.54

表 2 資源現況

	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	合計
面積(ha)	346.60	37.60	49.34	230.39	663.92
割合(%)	52.2	5.7	7.4	34.7	100.0

表 3 樹種別齢級別面積

齢級	面 積(ha)					構 成 比(%)
	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	計	
～8	17.84	3.85		47.65	69.33	10.4
9, 10	72.90	5.74	1.01		79.65	12.0
11, 12	85.22	0.50	13.91		99.63	15.0
13, 14	112.23		17.96	182.74	312.93	47.1
15, 16	42.79	0.13	1.66		44.58	6.7
17, 18	2.31	18.95	1.17		22.43	3.4
19～	13.31	8.43	13.63		35.37	5.3
合計	346.60	37.60	49.34	230.39	663.92	100.0

表 4 保安林の指定状況

保安林種	面積 (ha)	割合 (%)
水源涵養保安林	542.74	100.0
保健保安林	289.12	53.3
保安林実面積計 (A)	542.74	
対象森林全体(B)	663.93	
比率(A/B)	81.7	

表 5 自然公園の指定状況

自然公園名	面積 (ha)
奥越高原県立自然公園 (第 3 種特別地域)	182.69

表 6 路網の状況

A: 面積(ha)	663.93
B: 林道総延長(m)	35,817
C: 作業路総延長(m)	34,446
D: 路網延長合計 (B+C)	70,263
路網密度 D / A	105.83

2. 各認証森林

(1) 清滝県有林

表 1 認証森林一覧表

No.	名称 (山林名)	所在地	面積 (ha)	うち人工林 (ha)
1	あわら市清滝	あわら市清滝 59 字北三ノ谷 1-1 外	289.12	202.35

表 2 資源現況

	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	合計
面積(ha)	134.42	20.25	47.68	86.77	289.12
割合(%)	46.5	7.0	16.5	30.0	100.0

表 3 樹種別齢級別面積

齢級	面 積(ha)					構 成 比(%)
	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	計	
～8	7.40			32.83	40.23	13.9
9, 10	31.91	0.89	1.01		33.81	11.7
11, 12	45.55		13.91		59.46	20.6
13, 14	29.62		17.96	53.94	101.52	35.1
15, 16	19.94	0.13			20.07	6.9
17, 18		18.95	1.17		20.12	7.0
19～		0.28	13.63		13.91	4.8
合計	134.42	20.25	47.68	86.77	289.12	100.0

表 4 保安林の指定状況

保安林種	面積 (ha)	割合 (%)
水源涵養保安林	289.12	100.0
保健保安林	289.12	
保安林実面積計 (A)	289.12	
対象森林全体(B)	289.12	
比率(A/B)	100.0	

表 5 自然公園の指定状況

自然公園名	面積 (ha)
—	—

表 6 路網の状況

A: 面積(ha)	289.12
B: 林道総延長(m)	10,601
C: 作業路総延長(m)	16,745
D: 路網延長合計 (B+C)	27,346
路網密度 D / A	94.58

(2) 一本松県有林

表 1 認証森林一覧表

No.	名称 (山林名)	所在地	面積 (ha)	うち人工林 (ha)
2	勝山市一本松	勝山市一本松 170 字奥山 1-517 外	182.69	114.34

表 2 資源現況

	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	合計
面積(ha)	113.94	0.40		68.35	182.69
割合(%)	62.4	0.2		37.4	100.0

表 3 樹種別齢級別面積

齢級	面 積(ha)					構 成 比(%)
	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	計	
～8				11.03	11.03	6.0
9, 10	16.61				16.61	9.1
11, 12	12.33				12.33	6.7
13, 14	63.29			57.32	120.61	66.0
15, 16	8.40				8.40	4.6
17, 18						
19～	13.31	0.40			13.71	7.5
合計	113.94	0.40		68.35	182.69	100.0

表 4 保安林の指定状況

保安林種	面積 (ha)	割合 (%)
水源涵養保安林	61.5	100.0
保安林実面積計 (A)	61.5	
対象森林全体(B)	182.69	
比率(A/B)	33.7	

表 5 自然公園の指定状況

自然公園名	面積 (ha)
奥越高原県立自然公園 (第3種特別地域)	182.69

表 6 路網の状況

A: 面積(ha)	182.69
B: 林道総延長(m)	6,800
C: 作業路総延長(m)	10,393
D: 路網延長合計 (B+C)	17,193
路網密度 D / A	94.11

(3) 下根来県有林

表 1 認証森林一覧表

No.	名称 (山林名)	所在地	面積 (ha)	うち人工林 (ha)
3	小浜市下根来	小浜市下根来 79 字布谷 1-1 外	192.12	116.85

表 2 資源現況

	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	合計
面積(ha)	98.24	16.95	1.66	75.27	192.12
割合(%)	51.1	8.8		39.2	100.0

表 3 樹種別齢級別面積

齢級	面 積(ha)					構 成 比(%)
	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	計	
～8	10.44	3.85		3.79	18.07	9.4
9, 10	24.38	4.85			29.23	15.2
11, 12	27.34	0.50			27.84	14.5
13, 14	19.32			71.48	90.80	47.3
15, 16	14.45		1.66		16.11	8.4
17, 18	2.31				2.31	1.2
19～		7.75			7.75	4.0
合計	98.24	16.95	1.66	75.27	192.12	100.0

表 4 保安林の指定状況

保安林種	面積 (ha)	割合 (%)
水源涵養保安林	192.12	100.0
保安林実面積計 (A)	192.12	
対象森林全体(B)	192.12	
比率(A/B)	100.0	

表 5 自然公園の指定状況

自然公園名	面積 (ha)
—	—

表 6 路網の状況

A: 面積(ha)	192.12
B: 林道総延長(m)	18,416
C: 作業路総延長(m)	7,307
D: 路網延長合計 (B+C)	25,723
路網密度 D / A	133.89

(参考資料1) バッファゾーン対象河川・溪流一覧

福井県SGEC-FM認証森林管理計画書「3-4 特定地の取扱い」関係

バッファゾーン対象河川・溪流一覧

対象河川・溪流	事業地名
権世川	あわら市清滝 県有林
浄土寺川	勝山市一本松 県有林
遠敷川	小浜市下根来 県有林

（参考資料２）希少動植物の保護に関するマニュアル

福井県ＳＧＥＣ－ＦＭ認証森林管理計画書「３－６野生動植物の保護」関係

希少動植物の保護に関するマニュアル

１．趣旨

森林管理計画書「３－６野生動植物の保護」に基づき、「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」に掲載されている動植物等を発見した際の対処方法を次のとおり定める。

２．管理責任者

- （１）各構成員からの情報を整理、記録、図化する。
- （２）関係機関に対して情報共有を図る。
- （３）本マニュアルの変更が必要な場合は、変更を行う。

３．構成員

（１）発見の記録と情報の共有

発見した場合は、別紙「希少動植物の生息・生育確認調査票」に記録し、原本を保管するとともに、速やかにＦＭ認証管理責任者に提出する。

（２）発見時の対応

現状保存を優先し、発見の報告を行うとともに、保護対策をＦＭ認証管理責任者および関係機関と協議のうえ、希少動植物の生息・生育環境を阻害しないよう、森林施業の方法等を検討する。

（３）森林施業時の注意点

- 上記の検討結果に基づき、必要な措置を講じた上で、希少動植物の生息・生育環境を阻害しないよう森林施業を実施する。
- 希少動物の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮する。
- 希少植物を発見し、施業に支障がある場合は、細心の注意をもって移植することとするが、同一施業地内において行うものとする。

（４）希少動植物の生息・生育の公表

心無い捕獲等を防止するため、公表しない。

希少動植物の生息・生育確認調査票

福井県県有林S G E C森林認証

F M認証管理責任者 様

構成員責任者

氏名

発見・確認者	(所属) (氏名)
発見日	年 月 日 ()
発見場所	
希少動植物名	
発見後の対応	

(添付書類)

- 発見した場所の図面（森林計画図等）
- 希少動植物の様子がわかる写真

(参考資料3) 選木マニュアル

福井県SGEC-FM認証森林管理計画書「4-2 伐採と更新計画」関係

選木マニュアル

1. 趣旨

森林管理計画書「4-2 伐採と更新計画」に基づき、間伐作業における選木マニュアルを次のとおり定める。

2. 間伐と選木方法

(1-1) 間伐の目的

間伐は次のことを目的に行う間引き作業である。

- 樹冠が閉鎖し過密となっている林分を適正な密度に調整する。
→ 保育間伐
- 利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫する。
→ 利用間伐

(1-2) 間伐の種類

間伐の種類	間伐する立木 (※)	特 徴
下層間伐	B (並の木) C (悪い木)	将来の収益を重視 (林分の優勢木を残す間伐で、材積成長に重点を置く間伐)
上層間伐	A (良い木) C (悪い木)	収益を重視 (販売を目的に優勢木を中心に間伐)
機械的間伐	A (良い木) B (並の木) C (悪い木)	低コストを重視 (列状など機械的に間伐)

(※) 樹形級区分 (牛山式)

A (良い木) : 大きさ、樹勢、幹の形質などが、周囲の一般水準より優れているもの

B (並の木) : 幹の形質や樹勢に著しい欠点のない、その林分の平均的なもの

C (悪い木) : 被圧木、病虫害木、衰弱木、損傷木、倒傾木、曲又木などで幹の形質や樹勢に著しい欠点があつて、それ自体ではもはや育成の価値がないもの

(2) 選木の方法

間伐は、保育間伐と利用間伐に区分し、次のとおり選木するものとする。

I 保育間伐

基本的に下層間伐とし、樹形級区分を見分けながら、次の点を考慮し慎重に選木する。

ア) 伐採木は次の順番に選木する。

- ① 病虫害等の病木
- ② 被圧木
- ③ 曲がり木
- ④ あばれ木
- ⑤ 並の木

イ) 並の木は、木々の間隔や樹冠の広がり等、間伐後をイメージしながら選木する。

ウ) 間伐率は、35%を上限とし間伐前の立木密度を考慮しながら、一度に強度の間伐をすることはできるだけ避ける。

II 利用間伐

自然環境に影響が出ない範囲において、できる限り低コスト生産に努めるとともに、次の点を考慮し慎重に選木する。

ア) コスト、収益性、環境的配慮等を勘案し、間伐の種類、間伐率を決定する。

イ) 機械的間伐（列状間伐）を行う場合は、1 ha 当たりの成立本数から立木間隔を算出し、伐採幅と残存幅を設定する。伐採列は効率的な集材や残存木の損傷の軽減を図るため、最大傾斜方向とする。

ウ) 機械的間伐以外の間伐を行う場合は、I のアの選木を基本とし、残存木の配置に配慮しつつ選木する。

(参考資料４) 効率的な伐採・造材マニュアル

福井県SGEC-FM認証森林管理計画書「４－２ 伐採と更新計画」関係

効率的な伐採・造材マニュアル

１．趣旨

森林管理計画書「４－２ 伐採と更新計画」に基づき、生産性の向上、伐採木の無駄のない利用に努めるため、伐採・造材マニュアルを次のとおり定める。

２．伐採方法

伐採は、安全で能率的な作業を進める上で重要であり、また生産する材の品質・量にも大きく左右される大切な作業である。

このため、伐採作業の実施に当たっては、作業の安全の確保と残存木の損傷を考慮しつつ、次のとおり伐採する。

- できる限り根元付近から伐採する。
- 集材方法を考慮し、効率的な集材ができる方向に伐倒する。

３．造材方法

高性能林業機械の導入による効率的な造材を進めるとともに、伐採木の径級や形質を考慮し、有利販売となる材長に造材するものとする。

また、木質バイオマス発電の稼働など、これまで林地残材となっていた低質材（C材）も利用できる環境にあることから、伐採木をA材からC材まで無駄のない利用に努める。

(参考) 造材基準

材質区分	径区分	末口径 (cm)	材長 (m)	利用用途
A 材 (直材)	大丸太	30～	4.0, 6.0, 8.0	構造材、造作材
	中丸太	16～20	5.0, 6.0	基礎杭
		16～22	3.0	柱材
		20～34	4.0	集成材ラミナ
		24～28	4.0	構造材、造作材
	小丸太	8～13	3.0, 4.0	杭
		14	5.0, 6.0	基礎杭
B 材 (小曲)	大丸太	30～	4.0, 6.0, 8.0	構造材、羽柄材
			3.0, 4.0	合板
	中丸太	14～28	3.0, 4.0	合板
		16～20	5.0, 6.0	基礎杭
		24～28	4.0	構造材、羽柄材
	小丸太	8～13	3.0, 4.0	杭
		14	5.0, 6.0	基礎杭
C 材 (大曲、欠点材)				木質バイオマス燃料 チップ・パルプ
被害木				

（参考資料５）森林ボランティア等推進方針

福井県ＳＧＥＣ－ＦＭ認証森林管理計画書「６－４安全管理」関係

森林ボランティア等推進方針

１．趣旨

森林管理計画書「６－４安全管理」に基づき、県民等による森づくりを推進するため、森林ボランティアに関する推進方針を次のとおり定める。

２．現状

森林ボランティア活動は、実際に森林で体験することで、森林の多面的機能や木材利用に対する理解と関心を深める有効な手段である。

環境問題への関心の高まりから、ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動の一環として、企業による森林の整備や保全活動が広がりを見せる一方、人々は日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっており、その参加者は限定的な状況にある

３．方針

森林ボランティアは、県民が森林とのふれあいを通じて森林、林業への理解や関心を高めるための推進役として飛躍することが期待される。

特に、地域の里山林、生態系などの保全を図る必要が高い森林、広く県民が利用するレクリエーション空間としての森林等は、森林ボランティアが積極的に森林整備・管理に参加することが期待される。

このため、県の開催する各種イベントや講座の充実を図り、森林ボランティアの育成・発掘に努めるとともに、森林ボランティアと行政との連携を深め、ボランティア等による森林保全活動を推進する。

化学物質取扱マニュアル

1. 趣旨

森林管理計画書「6-5 化学物質処理」に基づき、化学物質（病虫害防除における薬剤等）の使用にあたっては、次のとおりとする。

2. FM認証管理責任者

- (1) 構成員責任者からの報告を整理、記録する。
- (2) 使用についての疑義を調査する。

2. 構成員責任者

- (1) 化学物質（病虫害防除における薬剤等）使用基準

原則として使用しないこととするが、やむを得ず使用する場合は、次のとおりとする。

- 使用する場合にあっては、いかなる場合でも生態系に何らかの影響を及ぼすことを心得ること。
- 次の場所を使用できる条件とする。
 - 使用しようとする場所が水道水源に影響がない場所
 - 希少動植物が確認されていない場所

- (2) やむを得ず化学物質（病虫害防除における薬剤等）を使用する場合

- FM認証管理責任者に別紙1「化学物質使用報告書（病虫害防除における薬剤等）」を提出する。
- 化学物質（病虫害防除における薬剤等）の基準量を厳守する。
- 農薬取締法、取扱説明書等を厳守し、ゴーグルや手袋の着用等により人体への影響を配慮する。
- 粒状物質を使用する場合は、他の林分や河川等への直接流出がないよう工夫する。
- 使用後において使用した原因が改善しているかどうか確認する。
- 追加の使用及び翌年度の使用においても手順は同じものとする。
- 万一、化学物質（病虫害防除における薬剤等）を使用して生態系に対する重大な影響を確認した場合は、FM認証管理責任者に別紙2「化学物質（病虫害防除における薬剤等）に関する生態系影響報告書」により報告し、関係機関への報告と協議のうえ、対応策を検討し適切に処置する。

別紙 1（化学物質取扱マニュアル）

化学物質使用計画（病虫害防除における薬剤等）

福井県県有林 S G E C 森林認証
F M 認証管理責任者 様

構成員責任者
氏名

作成者	(所属)		(氏名)				
事業期間							
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	備 考
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	小 班	区 画	使用量(ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	備 考
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	小 班	区 画	使用量(ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	備 考
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	小 班	区 画	使用量(ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	備 考
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	小 班	区 画	使用量(ℓ)
番 号	地 番		薬剤の種類	薬剤使用日	樹 種	面 積	備 考
	所有者名						
	住 所		林 小 班	林 班	小 班	区 画	使用量(ℓ)

添付資料：場所の図面（森林計画図）

合計使用量（ℓ）

使用の理由

化学物質（病虫害防除における薬剤等）に関する生態系影響報告書

福井県県有林 S G E C 森林認証

F M 認証管理責任者 様

構成員責任者

氏名

化学物質（病虫害防除における薬剤等）の使用により生態系への影響が確認されましたので、次のとおり報告します。

作成者：(所属)

(氏名)

項 目	内 容
化学物質使用日	年 月 日 ()
使用場所	
使用の理由	
化学物質名	
確認された生態系への影響	
対応方法	

添付資料：場所の図面（森林計画図）

使用状況がわかる写真

（参考資料 7）廃棄物処理マニュアル

福井県 S G E C－F M 認証森林管理計画書「8－5 廃棄物処理」関係

廃棄物処理マニュアル

1. 趣旨

森林管理計画書「8－5 廃棄物処理」に基づき、適切な廃棄物の処理を実施するためのマニュアルを次のとおり定める。

2. 廃棄物処理の基本方針

作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さず、すべて事業所に持ち帰り、適切に処理する。

3. 廃棄物処理の方法

- （1）廃棄物の処分方法は、市町によって異なるため、所在する市町の分別収集方法を確認の上、ルールに従って処分する。
- （2）事業所に持ち帰った廃棄物について、分別収集方法の確認ができない場合は、それぞれの市町の担当課に問い合わせる等により確認し、適切に処分する。

（参考資料 8）S G E C 認証材取扱マニュアル

福井県 S G E C－F M 認証森林管理計画書「9－3 本計画の認定者以外の者が認証森林で素材生産する場合の取扱い」関係

S G E C 認証材取扱マニュアル

森林管理計画書「9－3 本計画の認定者以外の者が認証森林で素材生産する場合の取扱い」に基づき、本計画の認定者（県）以外の者が S G E C 森林認証材を取扱う場合については、次のとおりとする。

なお、本マニュアルにおける「立木売買」とは、所有権が森林所有者から契約した業者に移転した上で素材生産を行うことをいい、「委託生産」とは、所有権が森林所有者から移転しないまま素材生産を行うことをいう。

1. 認証森林内で立木売買を行う場合

（1）施業前

- 契約業者は、立木売買契約書等に認証登録番号及び認証種類を記載し、その写しを構成員責任者に提出する。
- 構成員責任者は、立木売買契約書等の内容を確認し、認証材として適正と認められた場合、「S G E C 森林認証材証明書（立木売買用）（別紙 1）」を契約業者に交付することができる。

（2）施業後

- 契約業者は、精算書（写）又は売上伝票（写）等を用い、S G E C 森林認証材の出荷材積を構成員責任者に報告する。
- 契約業者は、「森林作業共通仕様書」に基づく「森林作業チェックリスト」を構成員責任者に提出する。

2. 認証森林内で委託生産を行う場合

（1）誓約書の提出

- 本計画の認定者（県）以外の者が、認証森林内で委託生産を実施し、S G E C 森林認証材として取扱う場合、認定者（県）の目的に同意し、構成員責任者に「S G E C 認証材取扱に関する遵守誓約書（別紙 3）」を提出すること。
- 構成員責任者は、F M 認証管理責任者に上記の遵守誓約書（写）を提出すること。

（2）施業前

- 委託請負業者は、請負契約書（写）等に認証登録番号及び認証種類を記載し、その写しを構成員責任者に提出する。
- 構成員責任者は、請負契約書等の内容を確認し、認証材として適正と認められた場合、「S G E C 森林認証材証明書（委託請負用）（別紙 2）」を委託請負業者に交付することができる。

(3) 施業後

- 委託請負業者は、精算書（写）又は、売上伝票（写）等を用い、SGEC森林認証材の出荷材積を構成員責任者に報告する。
- 委託請負業者は、「森林作業共通仕様書」に基づく「森林作業チェックリスト」を構成員責任者に提出する。

No _____

年 月 日

福井県県有林SGEC森林認証材 証明書(立木販売用)

(契約業者) 様

福井県〇〇農林総合事務所長 ㊞

森林経営計画団地名		
認定番号		
森林の所在地(林班)		
森林所有者名		
樹種	スギ、ヒノキ、マツ、その他()	
長さ	3 m、4 m、5 m、6 m、その他()	
伐採予定材積		m3
伐採材積(施業後に記載)		m3
認証登録番号	FAM-010	
認証の種類	一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)の森林管理認証	
備考:立木売買契約による出荷		
契約日		
C o C 登録番号と認証の種類		
※ 証明書作成時必要書類: ・立木売買契約書等の写(販売金額や支払先等、個人情報の削除は可) ※ 施業後提出書類: ・SGEC 認証材の生産量が記載された精算書又は売上伝票等の写(販売金額や支払先等、個人情報の削除は可) ・森林作業共通仕様書に基づく「森林作業チェックリスト」		
	構成員名	
	責任者名	
	担当者名	
	住所	
	電話	
	F A X	

(森林認証材証明印)

No _____

年 月 日

福井県県有林SGEC森林認証材 証明書(委託請負用)

(委託請負業者) 様

福井県〇〇農林総合事務所長 ㊞

森林経営計画団地名		
認定番号		
森林の所在地(林班)		
森林所有者名		
樹種	スギ、ヒノキ、マツ、その他()	
長さ	3 m、4 m、5 m、6 m、その他()	
伐採予定材積		m3
伐採材積(施業後に記載)		m3
認証登録番号	FAM-010	
認証の種類	一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)の森林管理認証	
備考: 委託請負契約による出荷		
契約日		
※ 証明書作成時必要書類: ・委託請負契約書等の写(販売金額や支払先等、個人情報の削除は可) ※ 施業後提出書類: ・SGEC認証材の生産量が記載された精算書又は売上伝票等の写(販売金額や支払先等、個人情報の削除は可) ・森林作業共通仕様書に基づく「森林作業チェックリスト」		
	構成員名	
	責任者名	
	担当者名	
	住所	
	電話	
	FAX	

(森林認証材証明印)

SGEC 認証材取扱に関する遵守誓約書

福井県県有林 SGEC 森林認証
構成員責任者 様

福井県県有林が取得した SGEC 森林認証内での作業及び SGEC 森林認証材の取扱いについて、SGEC の原則と基準及び福井県県有林 FM 認証マニュアルを遵守するとともに、認証材の生産量（材積）の報告及び森林作業共通仕様書に基づく「森林作業チェックリスト」の提出を誓約します。

なお、本誓約書の期間については、認証期間（5 年）に準じて 年 3 月 31 日までとします。ただし、この期間が満了する 1 か月前までに文書により異議を申し立てないときは、更に 5 年間延長するものとし、その後においてもまた同様とします。

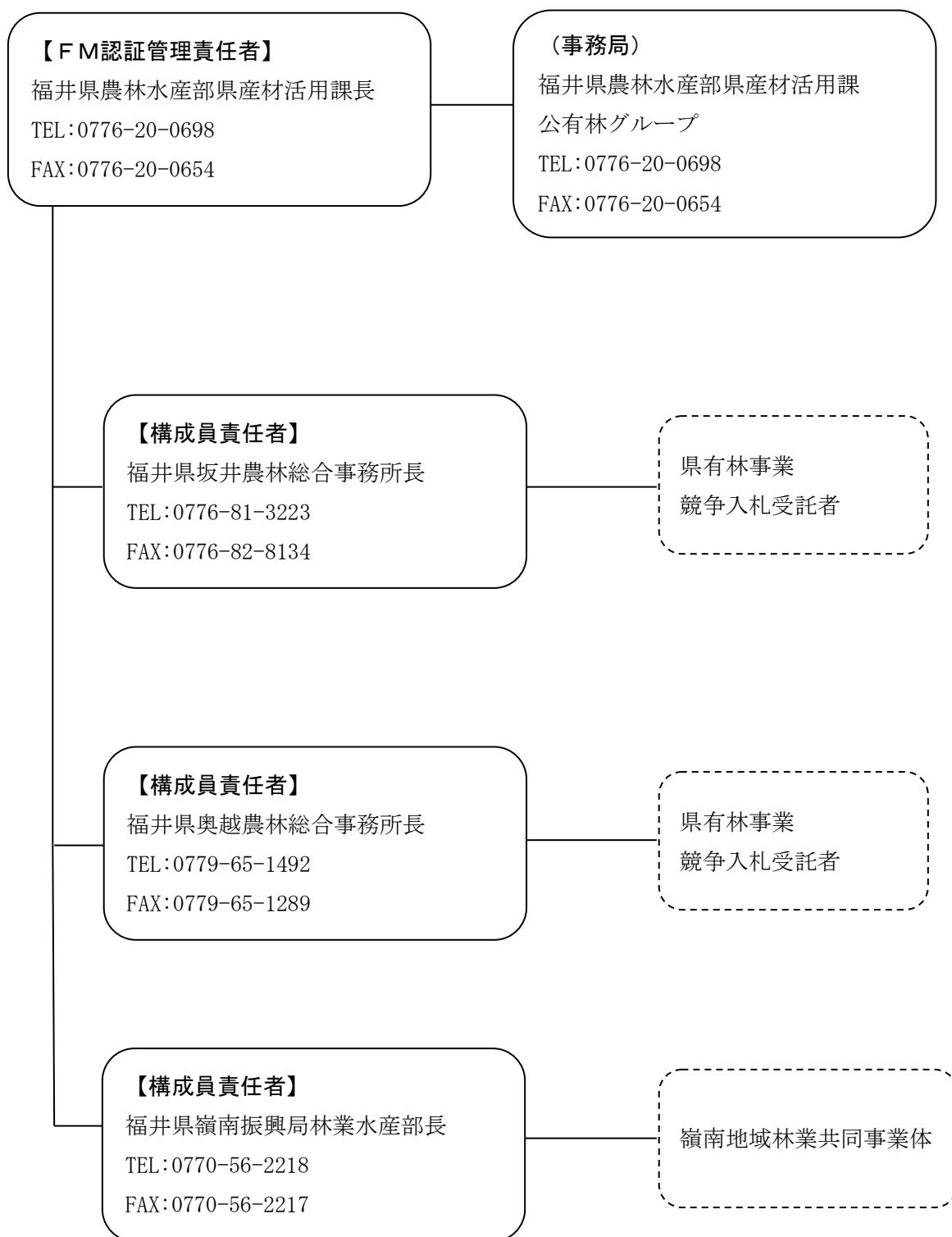
年 月 日

住 所 _____

事業体名 _____

氏 名 _____ 印

事故発生時等の緊急連絡体制



Ⅱ 森林作業共通仕様書

福井県県有林S G E C森林認証 森林作業共通仕様書

1. 趣旨

森林作業共通仕様書は、森林管理計画の森林管理方針に基づき、公益的機能を高度に発揮できる森林を造成するための作業仕様を定めたものであり、福井県県有林S G E C森林認証の対象森林については、本仕様書に基づいて作業をするよう努めなければならない。

2. 各作業現場における環境影響評価

作業現場における責任者（作業班長等）は、各作業現場での作業を実施するにあたり、別紙「森林作業チェックリスト」を用い、作業前の環境影響評価を行うとともに、各作業現場での作業中、作業後においても同リストを用い、環境影響の確認を行うものとする。

3. 各作業における確認事項

作業を行うものは、作業を実施するにあたり、本仕様書、別紙「安全衛生自己点検表（林業）」（発行：林業・木材製造業労働災害防止協会）及び別紙「簡易リスクアセスメント記録書（林業）」（発行：林業・木材製造業労働災害防止協会）を用い、作業手順及び環境配慮、危険予知（KY）の確認を行うものとする。ただし、他の手法により同等以上の確認行為を実施している場合には、この限りでない。

また、労働災害を未然に防止するため、別紙「安全装備の装着基準」に基づき、作業種・状況に応じた安全装備を装着するものとする。

4. 各作業の実施における作業手順及び環境への配慮

（1）地拵え作業

作業手順

- （ア）区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、根元から伐倒または刈払うこと。
- （イ）伐倒又は刈払ったもの、その他散在している枝条、木屑等は原則として等高線沿いに堆積する全刈筋積を行い、更新作業に支障がないようにすること。
- （ウ）樹形が良く成育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。

環境配慮

- （ア）広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。

（2）植栽作業

作業手順

（ア）植付方法

- ①植付点を中心に十分に地被物を取り除き、苗木の根張りに応じた穴を全体に耕耘し、根茎、石礫、塵芥等をすべて除去する。
- ②表土は、植穴の近くにおいて、四散しないようにし、地被物を混入させないこ

と。

- ③植穴中央に挿入した苗木は、根を十分に広げ、根を曲げたり地表に露出させないようにし、細土で覆い、その途中で苗木を揺り動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にして、足でよく踏み固め、地被物で根元を覆うこと。
- ④道路沿いの植栽地は、将来伸びた枝が通行の妨げとならないよう十分距離をとって植栽すること。

(イ) 苗木の取扱い

- ①苗木を受領したときは、速やかに施工箇所に植栽し、また、そうでないときは速やかに仮植すること。
- ②仮植地は、なるべく林地に近い日陰、適潤、雨水の停滞しない箇所を選定する。
- ③仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等を利用し、根部の乾燥を防ぐよう処置をすること。

環境配慮

- (ア) 活着を図るため、苗木の乾燥を防ぐこと。
- (イ) 野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずる。

(3) 下刈作業

作業手順

- (ア) 区域内にある植栽木以外の下層植物は、地際から刈払い、植栽木を被覆しないように列間を低く片付けて置くこと。ただし、植栽木以外の樹木で成育の見込みのある有用樹種は存置すること。
- (イ) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (ウ) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (エ) つる類が植栽木等に巻き付いている場合は、丁寧に除去すること。

活着状況確認

- (ア) 刈払い時に、植栽木の生育状況を確認し、枯損している場合は、補植を計画すること。

環境配慮

- (ア) 林分の状況を判断し、方法を決定すること。
- (イ) 必要以上の下刈りは、避けること。
- (ウ) 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。
- (エ) 刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。
- (オ) 刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。
- (カ) 鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること。

(4) 雪起し作業

作業手順

- (ア) 風雪等により倒伏した造林木は、速やかに麻縄を用いて丁寧に引き起こすこと。
- (イ) 引き起こす方法は、枝条の付根に縄を掛けて、造林木が垂直になるようにすること。
- (ウ) 根踏は、風雪等により倒伏した造林木を垂直になるように引き起こしながら、

根元に土を寄せて良く踏み固めること。

環境配慮

- (ア) 倒伏木（造林木）を手で持ち上げ、幹への食い込みがない結び方にするなど、造林木が損傷しないよう配慮すること。

(5) 枝打ち作業

作業手順

- (ア) 枝打ち高は、生産目標にあわせた高さに根張り等を加味して施業する。
(イ) 林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。
(ウ) 枝打ちを行うときは、樹幹面と平行に枝座を残すように切除し、樹皮を剥がさないようにすること。
(エ) つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。

環境配慮

- (ア) 枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。

(6) 間伐作業

作業手順

- (ア) 機械的間伐（列状間伐）の伐採列は、効率的な集材や残存木の損傷の軽減を図るため、最大傾斜方向とすること。
(イ) 機械的間伐以外の伐採木は、次のものから優先的に伐倒すること。
① 病虫害等の病木
② 被圧木
③ 曲がり木
④ あばれ木
⑤ 並の木
(ウ) 伐倒により掛り木になった場合は、その都度、適切に処理すること。
(エ) 伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。
(オ) つる類が残存木に巻き付いている場合は、切断除去すること。
(カ) あばれ木の枝、又は樹幹の形質を損するおそれのある枝は、適宜枝打ちすること。
(キ) 伐倒木が、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界わきにある場合は、適切に処理すること。
(ク) 間伐にあたっては、間伐前の立木密度を考慮しながら植栽木の概ね35%を上限とし伐倒すること。

環境配慮

- (ア) 可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。
(イ) 間伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ必要最小限にすること。
(ウ) 伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。
(エ) 急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこ

と。

(オ) 河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること。

(カ) 急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う。

(キ) 土壌侵食のみられる林分では、強度間伐により自然植生を促し混交林化を図る。

(7) 伐採・搬出作業

作業手順

環境配慮

(ア) 地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。

(イ) 伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。

(ウ) 収穫材、残存木の破損は、最小限にすること。

(エ) 資材等の放置はしないこと。

(オ) 搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること。

(カ) 伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること。

(キ) 搬出する丸太（A材、B材）は、山元土場において県の指定する極印を丸太末口に打記すること。

(8) 森林作業道整備

作業手順

環境配慮

(ア) 作業道網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に当たっては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること。

(イ) ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと。

(ウ) 平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全などの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること。

(エ) 区域周辺に生息する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと。

(オ) 土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮する。地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所は出来るだけ避けることとし、やむを得ず通過する場合は、その対策を十分に検討する。

(カ) 建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること。

5. 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輛、機械類の管理

- ①車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。
- ②機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。
- ③車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。

(2) 水質保全

- ①油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。
- ②河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。

(3) 土砂災害防止

- ①立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。
- ②除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。
- ③急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。

(4) 廃棄物の処理

- ①作業現場において発生する廃棄物については、林内に残さずすべて持ち帰り、適正に処理すること。

(5) 山火事予防

- ①作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。
- ②喫煙には十分に注意するとともに、吸殻は適切に処理すること。
- ③山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。

別紙（森林作業共通仕様書関係）

森林認証（S G E C）森林作業チェックリスト

現場名	大字		字		樹種	☐ 杉 ☐ 桧 ☐ その他	林齢	
実施者				作業者				
作業種	☐ 植付 ☐ 下刈 ☐ 枝打ち ☐ 保育間伐 ☐ 利用間伐 ☐ 主伐 ☐ その他（ ）							

（作業前）

実施日 年 月 日

チェック項目	チェック欄		内 容		対象作業種
川・沢はあるか	☐ ある	☐ 無い	川幅（ m）		全部
保護樹帯林はあるか	☐ ある	☐ 無い	広さ（ h a）		全部
獣害、虫害はあるか	☐ ある	☐ 無い	種類（ ）本数（ ）		全部
気象災害はあるか	☐ ある	☐ 無い	災害種（ ）		全部
不法投棄はあるか	☐ ある	☐ 無い	☐ 家電 ☐ 空缶類 ☐ 廃材類		全部
危険箇所による施業除地は必要か	☐ 必要	☐ 不必要	広さ（ h a）		主伐
藪切りをする必要があるか	☐ 必要	☐ 不必要	☐ 全体 ☐ 一部		間伐・主伐
保護すべき希少動植物はあるか	☐ ある	☐ 無い	動植物名（ ）		全部
トラック道、作業路の修復は必要か	☐ 必要	☐ 不必要	☐ 路面補修 ☐ 水切り ☐ 砂利敷		間伐・主伐
森林形状の変化はあるか	☐ ある	☐ 無い	☐ 一部土地 ☐ その他（ ）		全部
対応策および対応状況					
			検印	参事	担当 課長

（作業中）

実施日 年 月 日

チェック項目	チェック欄		内 容		対象作業種
川辺に配慮した作業をしているか	☐ している	☐ していない	川辺ある場合のみ		間伐・主伐
安全旗、看板は設置しているか	☐ している	☐ していない	☐ 安全旗 ☐ 看板 ☐ 両方		全部
ラジオ体操、ミティングはしているか	☐ している	☐ していない			全部
安全装備はしているか	☐ している	☐ していない	装備していない物（ ）		全部
ヘルメットは着用しているか	☐ している	☐ していない			全部
指さし呼称、笛で合図しているか	☐ している	☐ していない			間伐・主伐
林業機械の点検はしているか	☐ している	☐ していない			全部
救急箱を常備しているか	☐ している	☐ していない			全部
安全な作業をしているか	☐ している	☐ していない			全部
オイル・燃料缶等の保管はしているか	☐ している	☐ していない			全部
対応策および対応状況					
			検印	参事	担当 課長

（作業後）

実施日 年 月 日

チェック項目	チェック欄		内 容		対象作業種
川辺に林地残材はないか	☐ 無い	☐ ある	川辺ある場合のみ		間伐・主伐
ゴミ・空缶等は散乱していないか	☐ していない	☐ している			全部
残存木に傷はないか	☐ 無い	☐ ある			全部
境界は間違っていないか	☐ いない	☐ いる			全部
指示どおり作業がされているか	☐ している	☐ していない			全部
公道はきちんと清掃したか	☐ している	☐ していない			間伐・主伐
土場はきちんと清掃したか	☐ している	☐ していない			間伐・主伐
利用できる林地残材はないか	☐ 無い	☐ ある			間伐・主伐
対応策および対応状況					
			検印	参事	担当 課長

林 業

安全で健康な職場づくりは安全衛生の自己採点から

安全衛生自己点検表

制 定：平 1 3 . 5 . 8 林災協発第 3 4 号

「安全のA、B、C」は、安全の基本的事項についてよく観察し、問題点を改善することです。安全で健康な職場づくりには、まず、職場の安全衛生に関する状況を正確に把握することが大切です。少なくとも年に一度は自己点検表（チェックリスト）によって自主的に事業場を点検し、改善のステップにしましょう。

自己採点の仕方と活用

1 だれが採点するか

この点検は、事業主又はそれに代わる立場の方が自ら行って下さい。

2 いつ点検するか

この点検は、安全で健康な職場づくりのうえで、重要な事項を内容としており、事業の実態を知ることが目的としたものです。この点検は、少なくとも年1回定期的に行い、点検の結果を改善に活用しましょう。

3 どのように点検するか

すべての事業場について点検表に該当する項目をチェックして下さい。チェックに際しては、事業主自らが現状を把握するか、又は現場の責任者をとおして確認して下さい。

4 点検結果の評価のしかた

〇〇の項目について、「いる」にチェックした場合を1点とし、その合計点を出します。それを＜評価基準＞により評価しましょう。

5 改善に結びつけよう

「いる」にチェックした項目については、さらに充実に努めるとともに、「いない」にチェックした項目については、早速改善しましょう。

＜評価基準＞のB以下の事業場は、みんなの努力でAに進めましょう。

○ 改善等の相談先

この点検について疑問点、分からない点については、最寄りの林材業労災防止協会支部又は支部の安全衛生指導員にお尋ね下さい。

安全衛生自己採点表

点検年月日	年 月 日
点検現場名	
点検者名	

*該当しない項目についてはチェックする必要はありません。

1 安全衛生意識の高揚について

- (1) 全国安全週間、全国労働衛生週間等の各種週間、月間運動期間中に次のことを行っていますか。

- | | | |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|
| イ 事業主の安全衛生点検パトロール | ☐ いる | ☐ いない |
| ロ 安全衛生旗（垂れ幕）等の掲揚 | ☐ いる | ☐ いない |
| ハ ポスター、標語、立看板等の掲示 | ☐ いる | ☐ いない |
| ニ 安全衛生表彰 | ☐ いる | ☐ いない |

- (2) 日頃、次の職場活動を行っていますか。

- | | | |
|--------------------|-----------------------------|------------------------------|
| イ 安全衛生についての短時間の打合せ | ☐ いる | ☐ いない |
| ロ 危険予知訓練（KYT）活動 | ☐ いる | ☐ いない |
| ハ 指差し呼称 | ☐ いる | ☐ いない |
| ニ 安全提案 | ☐ いる | ☐ いない |
| ホ ラジオ体操 | ☐ いる | ☐ いない |

2 安全衛生教育について

- | | | |
|--|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 雇い入れ時に教育を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 作業内容変更時に教育を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者に関する特別教育を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (4) 機械集材装置運転従事者に関する特別教育を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (5) 刈払機取扱作業者に関する教育を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

3 中高年者の安全衛生対策について

- | | | |
|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 適正配置に特に配慮していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 作業方法等を含む作業の改善措置を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) 成人病検診を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

4 作業手順について

- | | | |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 作業手順を定めていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|

- | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (2) 安全作業の心得等を作っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) 作業手順、安全作業心得等を確実に守らせていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

5 機械設備等の点検整備について

- | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 始業点検（日常）を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 月例点検等を定期的に行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) 異常を認めた場合、直ちに補修その他の措置を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

6 危険な機械設備等の管理について

- | | | |
|--|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 次の機械について定期的な検査を行っていますか。 | | |
| イ クレーン又は移動式クレーン | ☐ いる | ☐ いない |
| ロ 車両系建設機械 | ☐ いる | ☐ いない |
| ハ 車両系荷役運搬機械（フォークリフト等） | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 次の作業について作業主任者を選任していますか。 | | |
| イ 林業架線作業 | ☐ いる | ☐ いない |
| ロ はい作業 | ☐ いる | ☐ いない |
| ハ 地山の掘削作業 | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) 作業主任者が誰であるかを関係者に周知するようにしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (4) 次の資格取得者（免許取得者、技能講習修了等）に能力向上教育又は安全衛生教育を行っていますか。 | | |
| イ 安全衛生推進者 | ☐ いる | ☐ いない |
| ロ 林業架線作業主任者 | ☐ いる | ☐ いない |
| ハ フォークリフト運転業務従事者 | ☐ いる | ☐ いない |
| ニ チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者 | ☐ いる | ☐ いない |
| ホ 機械集材装置運転業務従事者 | ☐ いる | ☐ いない |

7 服装、保護具について

- | | | |
|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 適正な作業服、安全靴を着用させていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 保護帽を着用させていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) 呼子等定められた合図を励行させていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

8 健康診断の状況について

- | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 定期健康診断を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者等に特殊健康診断（林業巡回特殊健康診断を含む）を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

9 交通災害の防止について

- | | | |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) シートベルトの着用を励行させていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 車両点検を毎日行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) 定期的に安全運転教育を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

10 異常時の措置

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 日頃、ヒヤリ、ハット事例を把握するよう努めていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 災害が発生したときの救急体制が明確に決められていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) 災害が発生したときに、災害原因を的確に把握していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (4) 災害調査の結果、対策を講じていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

11 管理体制の整備

- | | | |
|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 年間又は月間の安全衛生目標を決めていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 安全管理者又は安全衛生推進者（注）を選任していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

（注）安全管理者——常時50人以上の事業場におくことになって
います。

安全衛生推進者——常時10人以上50人未満の事業
場におくことになって
います。

- | | | |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (3) 安全担当員を選任していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (4) 産業医（注）を委嘱していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

（注）産業医——常時50人以上の事業場で委嘱すること
になって
います。

- | | | |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (5) 安全衛生委員会（注）を設置していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------------|

（注）安全衛生委員会——常時50人以上の事業場に設置
すること
になって
います。

12 事業主の作業現場の把握について

- | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 事業主は作業現場の状況などの確に把握していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 作業遂行上、特に留意すべき点について指示していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) 作業現場はすべて班長まかせとはならないようにしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

13 その他

- | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| (1) 事業場等に労災保険関係成立票を掲示していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| (2) 機械集材装置 運材索道の設置計画の届出を監督署に出して
いますか | ☐ いる | ☐ いない |
| (3) 就業規則が作成されていますか。（常時10人 以上の事業場） | ☐ いる | ☐ いない |

＊ その他（評価の対象になりません）

次のような安全衛生活動を知っていますか。知っているものに○をつけて下さい。

イ ツール ボックス ミーティング（TBM）

ロ ヒューマンエラー

ハ 林材業ゼロ災運動

ニ 4 S 運動

ホ 1 対 2 9 対 3 0 0

ヘ 職場訓練（OJT）

点検結果の評価

点検結果は、次の計算により求めた数字により評価してください。

$$\frac{\text{「いる」にチェックした数}}{(58) - (\text{該当しない項目の数})} \times 100 = \boxed{} \%$$

評価基準	80%以上	79～60%	59%以下
	よい状態です。 Ⓐ 一層の努力を。	まあまあの状態です。 Ⓑ もう一頑張りを。	十分ではありません。 Ⓒ 見直しと改善を。

あなたの現場の評価は――

（点検現場名）

（従業者数）

（点検年月日）

年 月 日

（点検者名）

簡易リスクアセスメント記録書（林業）

林災防様式

年月日 (天候)	年 月 日 (天候)	作業現場	[記録者]
作業内容		メンバー	

作業種		各欄上段の「危険の洗い出し」については以下による。			可能性	重大性	評価
		～するとき	～したので	～（事故の型）になる			
No 1	危険の洗い出し						
	どうする低減対策 						
No 2	危険の洗い出し						
	どうする低減対策 						
No 3	危険の洗い出し						
	どうする低減対策 						
No 4	危険の洗い出し						
	どうする低減対策 						
No 5	危険の洗い出し						
	どうする低減対策 						
No 6	危険の洗い出し						
	どうする低減対策 						
抜本的対策	抜本的低減対策 						
	上欄でリスクレベル 2 以下に低減しない作業については抜本対策を検討すること。						

【早見表】

災害の可能性

可能性ランク	記号
かなり起こる	×
たまに起こる	△
殆ど起こらない	○

災害の重大性

重大性ランク	記号
極めて重大	×
重 大	△
軽 微	○

リスクレベルの対応

リスクの見積	リスク(評価)	リスクへの対応
×	5	即座に他の方法へ回避(最優先実施)
×△ △×	4	抜本的対策を実施(優先実施)
○× ×○ △△	3	何らかの対策を実施
○△ △○	2	特に対策の必要なし(残留あり)
○○	1	対策の必要なし(残留あり)

安全装置の装着基準

1. 目的

本基準は、福井県県有林S G E C森林認証の対象森林において林業事業体が森林整備事業に従事する際の労働災害を未然に防止するため、作業種・状況に応じた安全装備の装着に必要な事項を示したものである。

2. 保護すべき部位別の安全装置について

各部位^{※1}を保護するため、以下の仕様を満たした安全装備を装着することとする。

※1「各部位」：区分はILO（国際労働機関）のガイドラインに準ずる

（1）頭および全体（服装）

いかなる林内作業においても、必ずヘルメットを着用するとともに、服装は、袖締りのよい長袖の上衣、裾締りのよい長ズボンとする。

（2）足元

作業条件に応じ以下の仕様を満たす靴・地下足袋とする。

- ・ 中・重量物^{※2}を扱う場合は、つま先に鉄心（鋼板）が入ったもの
- ・ チェーンソー使用時は、つま先と甲の部分に切創を防止する保護物が組み込まれたもの
- ・ 移動に支障がある急傾斜地や足元が滑る傾斜地において作業する場合は、すべり止め機能が付いたもの

※2「中・重量物」：丸太や機械等、落下した場合に足先が損傷する可能性のあるもの

（3）脚

刈払機使用時は、主に膝下における切創防止機能が備わる刈払防護具とし、チェーンソー使用時は、チェーンソー作業用防護衣（安全ズボン・チャップスなど）とする。

（4）手

林内作業中は手袋を着用し、作業条件に応じ次の仕様を満たすものとする。

ただし、機械運転時はこの限りではない。

- ・ 刈払機およびチェーンソー使用時は、防振機能を備えたもの
- ・ ワイヤロープ取り扱い時は、摩擦による火傷等を防ぐ機能を備えたもの

（5）耳（騒音障害の防止）

著しい騒音が発生する作業現場^{※3}では、イヤーマフ又は耳栓とする。

※3「著しい騒音が発生する作業現場」：刈払機・チェーンソー使用時など、騒音レベルが85dB（A）を超える現場

（6）目および顔

刈払機およびチェーンソー使用時は、顔全体を防護するバイザー（網）とする。

ただし、木片等の飛散による危険の少ない条件における刈払機の使用時はゴーグルでも良い。

下刈り、枝打ち、その他の機械作業において、小木片や薬剤等の危険物が飛散する作業では、ゴーグルとする。

(7) その他

その他、次の事項に留意する。

- ・ 装着する安全装備は、その保護能力を十分に発揮する状態で、かつ各装備の仕様書等で定められた装着方法によるものとする。
- ・ 体に装着すべき装備の他に、作業種・作業環境に応じて仕様書等で定められている携行品を携帯・使用すること。
- ・ 現場に従事する作業員等は、アドレナリンの自己注射器を携帯すること。
- ・ 薬剤等を使用する場合は、使用説明書に定められた注意事項を厳守すること。
- ・ 当基準による装備以外の安全装備の使用により、同等かそれ以上の防護水準をもたらすことを使用する者が証明できる場合は、この限りではない。
- ・ 施業現場には必ず救急箱を携帯すること。

3. 作業種別安全装備について

上記2により規定する内容を踏まえた作業種ごとの安全装備装着例は以下のとおりとする。

(1) 植付け、雪起し

ヘルメット、地下足袋（靴）、手袋

(2) 下刈り（刈払い機使用時）

ヘルメット、地下足袋（靴）、防振手袋、ゴーグル（バイザー）、刈払機防護具（脚部）、イヤーマフ（耳栓）※85dB（A）を超える現場

(3) 伐木（チェーンソー使用時）

ヘルメット、切創防止機能の備わった地下足袋（靴）、防振手袋、バイザー、チェーンソー作業用防護衣、イヤーマフ（耳栓）※85dB（A）を超える現場

(4) 集材作業

ヘルメット、つま先に鉄心の入った地下足袋（靴）、手袋

(5) 枝打ち（手鋸使用時）

ヘルメット、地下足袋（靴）、手袋、ゴーグル

(6) 薬剤使用

ヘルメット、使用する薬剤に定められた装備（ゴーグル・防護マスク・手袋等）

(7) その他

地拵え、除伐、つる切等の作業は、使用する器具により以下のとおりとする。

- ・ 手作業：（1）植付けと同様
- ・ 刈払機：（2）下刈りと同様
- ・ チェーンソー：（3）伐木と同様

【参考資料】：『労働安全衛生規則』（厚生労働省）

：『ILOガイドライン』（Safety and health in forestry work：ILO 1998）

：『林業・木材製造業労働災害防止規程』（林材業労災防止協会）

(安全装備装着チェックシート)

安全装備装着チェックシート

○：安全装備装着必須
 ◎：条件を満たす安全装備装着必須
 △：必要に応じ安全装備装着

防護する体の部位		頭		全体		足元		脚		手		耳		目・顔		その他		備考
適切な防護装備		保護帽 (ヘルメット)		・袖縛りのよい長袖の上衣 ・袖縛りのよい長ズボン		靴 地下足袋		①刈払防護衣・ ②チェンソー防護衣		手袋		イヤーマフ 耳栓		①バイザー(網)・ ②ゴーグル		アドレナリンの自己注射器 ※11	その他 ※11	
実施作業種	該当する作業に○	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	装着	条件等	携帯	装着	
地 掃	(手作業)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	—	○		
	(刈払機)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	①	—	◎	※4	◎	※8	◎①②	※9	○	
	(チェンソー)		○	—	○	—	◎	※1, ※2, ※3	②	—	◎	※4	◎	※8	◎①	—	○	
植 付 雪 起 し			○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	—	○		
下 刈	(手作業)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	△②	※10	○	
	(刈払機)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	①	—	◎	※4	◎	※8	◎①②	※9	○	
除 伐	(手作業)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	△②	※10	○	
	(刈払機)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	①	—	◎	※4	◎	※8	◎①②	※9	○	
	(チェンソー)		○	—	○	—	◎	※1, ※2, ※3	◎②	—	◎	※4	◎	※8	◎①	—	○	
伐 倒 (主伐・間伐・ 受光伐・不要 木除去等)	(手作業)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	—	○		
	(チェンソー)		○	—	○	—	◎	※1, ※2, ※3	◎②	—	◎	※4	◎	※8	◎①	—	○	
	(機械)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	△	※5	—	—	—	—	○	
枝 打	(手作業)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	—	—	—	△②	※10	○	
	(専用機械)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	◎	※4	◎	※8	◎②	※10	○	
薬剤散布 (松くい虫防除等)			○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	◎	※6	—	—	◎②	※10	○	
造材・集材・運材	(手作業)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	○	※7	—	—	—	—	○	
	(チェンソー)		○	—	○	—	◎	※1, ※2, ※3	◎②	—	◎	※4	◎	※8	◎①	—	○	
	(機械)		○	—	○	—	◎	※1, ※2	—	—	△	※5	—	—	—	—	○	
その他作業 ※12			○		○												○	

(注) ○および◎の装備は、原則使用する装備であり、◎は状況に応じて、必要な機能を有するものを使用すること

<条件等の内容>

- ※1 中・重荷物(落下した場合に足先が損傷する可能性のあるもの)を扱う場合は、つま先に鉄心(鋼板)が入ったもの
- ※2 移動に支障がある急傾斜地や足元が滑る傾斜地において作業する場合は、すべり止め機能が付いたもの
- ※3 チェンソー使用時は、つま先と甲の部分に切創を防止する保護物が組み込まれたもの
- ※4 刈払機およびチェンソー使用時は防振機能を備えたもの(その他振動機械も同様)
- ※5 装着する場合は、機械の操作に妨げとならないもの
- ※6 使用説明書等に定められたもの
- ※7 ワイヤロープ取扱時は、摩擦による火傷等を防ぐ機能を備えたもの
- ※8 著しい騒音が発生する(騒音レベルが85db(A)を超える)作業現場
- ※9 木片等の飛散による危険の少ない条件における使用時はゴーグルでも良い
- ※10 小木片や薬剤等の危険物が飛散する作業ではゴーグルとする

<その他注意事項>

- ※11 該当する作業種において該当欄以外に装備する装備がある場合は、具体的な内容を記載する
- ※12 該当する作業種がない場合は、該当欄に作業内容及び装備する装備を記載する

Ⅲ モニタリング実施要領

福井県県有林S G E C森林認証 モニタリング実施要領

1. 趣旨

モニタリングは、森林管理計画で定めた目標と森林作業共通仕様書に定められた手順に基づく実際の結果との差異を把握し、これに基づき、計画やその実施方法を改善していくためのものであり、福井県県有林S G E C森林認証のモニタリング実施については、本要領の定めるところによる。

なお、モニタリングの実施については、利害関係者とのコミュニケーションを図りながら、実施することとする。

2. モニタリング項目と方法

(1) FM認証管理責任者が行うモニタリング

次の内容について、FM認証管理責任者が指名したものがモニタリングを実施する。

① 構成員関係者座談会（毎年2月中旬～3月に実施）

ア 構成員関係者のニーズを満たすことができているかどうかを把握

イ 構成員関係者が規程（安全管理や作業内容等）を遵守しているかを確認

② その他の利害関係者とのコミュニケーション（5年に1回）

地権者等の利害関係者のヒアリングを実施する。

(2) 構成員責任者が行うモニタリング

次の内容について、構成員責任者が指名したものがモニタリングを実施し、その結果をFM認証管理責任者に報告する。

なお、必要に応じFM認証管理責任者が同行することができる。

① 森林作業確認（各構成員につき1箇所、年1回程度）

「モニタリング用チェックリスト」（別紙1～4）を使用し、次の作業実施箇所について監視を実施し、S G E Cの基準等及び森林作業共通仕様書等を遵守しているかを確認する。

ア 地拵え・植栽（別紙1）

イ 下刈り・雪起し・枝打ち（別紙2）

ウ 間伐（別紙3）

エ 伐採・搬出（別紙4）

② 作業道開設作業確認（各構成員につき1路線、年1回程度）

「モニタリング用チェックリスト」（別紙5）を使用し、実施箇所について監視を実施し、S G E Cの基準等及び森林作業共通仕様書等を遵守しているかを確認する。

ア 林道・作業道網整備（計画・構想）（別紙5－1）

イ 林道・作業道網整備（工事）（別紙5－2）

③ 定点観測（植生調査等）（各構成員につき年1回（10月初旬ごろ）に実施）

各構成員について100haに1箇所程度モデル地点を設定するとともに「モニタリング用チェックリスト（定点観測）」（別紙6）を使用し、次の調査を実施して森林の状況確認を実施する。

ア 植生調査

イ 写真撮影

ウ その他調査

④ 保護区の巡視（各構成員につき年1回に実施）

「モニタリング用チェックリスト（保護区巡視）」（別紙7）を使用し、伐採、不法投棄の有無、生態系の状態等を確認する。

3. 改善処理

モニタリングの結果、不適合を認めた場合、FM認証管理責任者は、改善指示書（別紙8）により構成員責任者へ期限を定めて改善を指示する。指示を受けた構成員責任者は、改善指示書に基づきすみやかに改善作業を行い、改善処理記録（別紙9）をFM認証管理責任者へ提出する。

4. 苦情処理

苦情や意見があった場合、管理責任者及び苦情等が発生した構成員の責任者は、苦情（意見）処理票（別紙10）を用いて連絡及び報告し、その原因を調査して対応及び処理するとともに、今後のモニタリングや計画改訂時に反映させるものとする。

5. モニタリング結果の計画への反映

モニタリング結果は、5年に1度の管理計画改訂時に反映させるものとする。

モニタリング用チェックリスト（地拵え・植栽）

構成員名：	実施日：
構成員責任者：	実施者：
実施箇所（林班）：	

1. 地拵え作業

作業手順

項 目		チェック	コメント
(1)	区域内にある雑草、木竹、笹等の地被物は、根元から伐倒または刈払うこと。		
(2)	伐倒又は刈払ったもの、その他散在している枝条、木屑等は原則として等高線沿いに堆積する全刈筋積を行い、更新作業に支障がないようにすること。		
(3)	樹形が良く成育の見込みのある有用樹種は残存させ、損傷しないこと。		

環境配慮

項 目		チェック	コメント
(1)	広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。		

2. 植栽作業

作業手順

(1) 植付方法

項 目		チェック	コメント
①	植付点を中心に十分に地被物を取り除き、苗木の根張りに応じた穴を全体に耕転し、根茎、石礫、塵芥等をすべて除去する。		
②	表土は、植穴の近くにおいて、四散しないようにし、地被物を混入させないこと。		
③	植穴中央に挿入した苗木は、根を十分に広げ、根を曲げたり地表に露出させないようにし、細土で覆い、その途中で苗木を揺り動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にして、足でよく踏み固め、地被物で根元を覆うこと。		
④	道路沿いの植栽地は、将来伸びた枝が通行の妨げとならないよう十分距離をとって植栽すること。		

(2) 苗木の取扱い

項 目		チェック	コメント
①	苗木を受領したときは、速やかに施工箇所に植栽し、また、そうでないときは速やかに仮植すること。		
②	仮植地は、なるべく林地に近い日陰、適潤、雨水の停滞しない箇所を選定する。		
③	仮植地から植栽地までの小運搬は、苗木袋等を利用し、根部の乾燥を防ぐよう処置をすること。		

環境配慮

項 目		チェック	コメント
(1)	活着をはかるため、苗木の乾燥を防ぐこと。		
(2)	野生動物による食害が予測される場合は、防護柵の設置等防除措置を講ずる。		

3. 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輛、機械類の管理

項 目		チェック	コメント
①	車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。		
②	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。		
③	車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。		

(2) 水質保全

項 目		チェック	コメント
①	油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。		
②	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。		

(3) 土砂災害防止

項 目		チェック	コメント
①	立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。		
②	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。		
③	急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。		

(4) 廃棄物の処理

項 目		チェック	コメント
①	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り、適切に処理すること。		

(5) 山火事予防

項 目		チェック	コメント
①	作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。		
②	喫煙には十分注意すること。		
③	山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。		

※添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

モニタリング用チェックリスト（下刈り・雪起し・枝打ち）

構成員名：	実施日：
構成員責任者：	実施者：
実施箇所（林班）：	

1. 下刈作業

作業手順

項 目		チェック	コメント
(1)	区域内にある植栽木以外の下層植物は、地際から刈払い、植栽木を被覆しないように列間を低く片付けて置くこと。ただし、植栽木以外の樹木で成育の見込みのある有用樹種は存置すること。		
(2)	刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。		
(3)	刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。		
(4)	つる類が植栽木等に巻き付いている場合は、丁寧に除去すること。		

活着率確認

項 目		チェック	コメント
(1)	刈払い時に、植栽木の生育状況を確認し、枯損している場合は、補植を計画すること。		

環境配慮

項 目		チェック	コメント
(1)	林分の状況を判断し、方法を決定すること。		
(2)	必要以上の下刈りは、避けること。		
(3)	広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。		
(4)	刈払いに際しては、植栽木及び存置木に損傷を与えないこと。		
(5)	刈払った下層植物は、その場所に存置し林外に持ち出さないこと。		
(6)	鳥類の営巣が見られるときは営巣の妨げにならないよう配慮すること。		

2. 雪起し作業

作業手順

項 目		チェック	コメント
(1)	風雪等により倒伏した造林木は、速やかに麻縄を用いて丁寧に引き起こすこと。		
(2)	引き起こす方法は、枝条の付根に縄を掛けて、造林木が垂直になるようにすること。		
(3)	根踏は、風雪等により倒伏した造林木を垂直になるように引き起こしながら、根元に土を寄せて良く踏み固めること。		

環境配慮

項 目		チェック	コメント
(1)	倒伏木（造林木）を手で持ち上げ、幹への食い込みがない結び方にするなど、造林木が損傷しないよう配慮すること。		

3. 枝打ち作業

作業手順

項 目		チェック	コメント
(1)	枝打ち高は、生産目標にあわせた高さに根張り等を加味して施業する。		
(2)	林縁木は、外側の生枝は枝打ちせず、片枝とすること。		
(3)	枝打ちを行うときは、樹幹面と平行に枝座を残すように切除し、樹皮を剥がさないようにすること。		
(4)	つる類が樹幹に巻き付いている場合は、切断除去すること。		

環境配慮

項 目		チェック	コメント
(1)	枝打ち対象の木に鳥類の営巣が見られるときは、営巣の妨げにならないよう配慮すること。		

4. 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輛、機械類の管理

項 目		チェック	コメント
①	車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。		
②	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。		
③	車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。		

(2) 水質保全

項 目		チェック	コメント
①	油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。		
②	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。		

(3) 土砂災害防止

項 目		チェック	コメント
①	立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。		
②	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。		
③	急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。		

(4) 廃棄物の処理

項 目		チェック	コメント
①	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り、適切に処理すること。		

(5) 山火事予防

項 目		チェック	コメント
①	作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。		
②	喫煙には十分注意すること。		
③	山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。		

※添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

モニタリング用チェックリスト（間伐）

構成員名：	実施日：
構成員責任者：	実施者：
実施箇所（林班）：	

1. 除間伐作業

作業手順

項 目		チェック	コメント
(1)	機械的間伐（列状間伐）の伐採列は、効率的な集材や残存木の損傷の軽減を図るため、最大傾斜方向とすること。		
(2)	機械的間伐以外の伐採木は、次のものから優先的に伐倒すること。 ① 病虫害等の病木 ② 被圧木 ③ 曲がり木 ④ あばれ木 ⑤ 並の木		
(3)	伐倒により掛り木になった場合は、その都度、適切に処理すること。		
(4)	伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。		
(5)	つる類が残存木に巻き付いている場合は、切断除去すること。		
(6)	あばれ木の枝、又は樹幹の形質を損するおそれのある枝は、適宜枝打ちすること。		
(7)	伐倒木が、残存木の生育に支障のある場合及び道路上、境界わきにある場合は、適切に処理すること。		
(8)	間伐にあたっては、間伐前の立木密度を考慮しながら植栽木の概ね35%を上限とし伐倒すること。		

環境配慮

項 目		チェック	コメント
(1)	可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮すること。		
(2)	間伐のための下刈りは、伐木等作業の際の安全を確保しつつ必要最小限にすること。		
(3)	伐倒にあたっては、残存木への損傷を最小限にすること。		
(4)	急傾斜地においては、伐倒木は幹が地面につくようにして等高線沿いに置くこと。		
(5)	河川等にかかっている又は、流れ込む恐れがある倒木を処理すること。		
(6)	急激な環境変化を避けるため、特に崩壊の恐れのある林分では繰り返し間伐を行い、適正な密度管理を行う。		
(7)	土壌侵食のみられる林分では、強度間伐により自然植生を促し混交林化を図る。		

2. 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輛、機械類の管理

項 目		チェック	コメント
①	車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。		
②	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。		
③	車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。		

(2) 水質保全

項 目		チェック	コメント
①	油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。		
②	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分配慮し作業を行うこと。		

(3) 土砂災害防止

項 目		チェック	コメント
①	立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。		
②	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。		
③	急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。		

(4) 廃棄物の処理

項 目		チェック	コメント
①	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り、適切に処理すること。		

(5) 山火事予防

項 目		チェック	コメント
①	作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。		
②	喫煙には十分注意すること。		
③	山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。		

※添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

モニタリング用チェックリスト（伐採・搬出）

構成員名：	実施日：
構成員責任者：	実施者：
実施箇所（林班）：	

1. 伐採・搬出作業

作業手順 環境配慮

項 目		チェック	コメント
(1)	地形、林分の状態、林道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。		
(2)	伐採木の枝条、木屑等は、河川、溪流に入れないこと。		
(3)	収穫材、残存木の破損は、最小限にすること。		
(4)	資材等の放置はしないこと。		
(5)	搬出の際、林道、その他路肩等を傷めないよう、十分に配慮すること。		
(6)	年間を通じて流水のある河川、溪流の周辺は、緩衝帯（バッファゾーン）として保全し、混交林への誘導を図ること。		
(7)	伐採した木材が最も高い価格で取引されるような採材に努めるとともに、木材の有効利用を図ること。		

2. 環境に配慮した作業の実施

(1) 車輛、機械類の管理

項 目		チェック	コメント
①	車輛、機械器具類は、常時整備点検を行うこと。		
②	機械器具類の整備時に油脂の林内への流出を防止すること。		
③	車輛の不必要なアイドリングは行わないこと。		

(2) 水質保全

項 目		チェック	コメント
①	油脂等の交換、補給は、溪流付近では行わないこと。		
②	河川、溪流付近では、特に水質に悪影響を与えないよう十分に配慮し作業を行うこと。		

(3) 土砂災害防止

項 目		チェック	コメント
①	立木等伐採したものについては、沢に集積しないこと。		
②	除間伐作業を行う場合は、可能な限り広葉樹を残し、林地保全に配慮した作業を行うこと。		
③	急傾斜地では、伐倒木を等高線沿いに置き、土砂の流出を防止すること。		

(4) 廃棄物の処理

項 目		チェック	コメント
①	作業現場において発生する廃棄物については林内に残さず、すべて持ち帰り、適切に処理すること。		

(5) 山火事予防

項 目		チェック	コメント
①	作業用機械器具の取扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意すること。		
②	喫煙には十分注意すること。		
③	山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行うこと。		

※添付書類：実施箇所の地図及び実施時の写真

モニタリング用チェックリスト（作業道整備）

〔計画・構想〕

事業名	
事業場所	
委託業者	

実施：○ 検討後未実施：△ 未実施：× 対象外：／

環境に配慮する事項	構想	計画	変更	完了	実施できない理由と代替策
林道網整備は、森林の伐採、土地の形質の変更等が伴うことから、実施に当たっては、森林の現況、森林施業の方法、土地利用の状況等を把握し、自然環境の保全に努めること。					
ルート・構造等の選定に当たり、周辺における植生、地形、地質を十分に調査し、景観の維持等に著しい支障を及ぼす事のないよう適切な措置を行うこと。					
平面線形・縦断勾配等の決定に当たり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全などの森林の持つ公益的機能を保持するため、特に地形の緩急、地形構造の変化等の自然条件に十分対応したものとし、土地の形質の変更等を最小限度にとどめること。					
区域周辺に生息する小動物保護のため、適切な工種工法を選定する。また、魚の生息環境の阻害は行わないこと。					
土砂の移動量を極力抑制するとともに、切土、盛土の均衡を図り、適切な残土処理、法面・斜面の安定に配慮する。地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、河川・溪流箇所は出来るだけ避けることとし、やむを得ず通過する場合は、その対策を十分に検討する。					
建設副産物の発生抑制と再利用及び適正処理に努めること。					
（その他注意事項：貴重な動植物、文化財の有無等）					

モニタリング用チェックリスト（作業道整備）

[工 事]

事業名	
事業場所	
委託業者	

実施：○ 検討後未実施：△ 未実施：× 対象外：／

環境に配慮する事項		構想	計画	変更	完了	実施できない理由と代替策
掘削	残土の発生を抑える整備内容・構造物を検討する。					
残土処理	極力現場内での利用を図る。					
	受入地は、周囲の自然環境や待避所などの施設を考慮し選定する。					
埋戻し	現場内発生土を使用する。					
盛土	現場内発生土を使用する。					
構造物	丸太柵工には間伐材、現場発生材を使用する。					
路面排水溝	100mに1箇所以上横断溝を設ける。					
	丸太や現場発生材を使用する。					
	急傾斜でしばらく利用見込のない区間については、路面侵食の対策を実施する。					

モニタリング用チェックリスト（定点観測）

日 時	年 月 日 時 分	
場 所	住所、林班名、樹種、林齢等を記入	
実 施 者	責任者	
植生調査等内容	(植生の様子や外来種の侵入・拡大等の森林の異常、昨年度からの変化等、内容を具体的に記入)	
特 記 事 項	(林道・法面等の状況、希少種の確認、不法投棄、病虫獣風害、等)	

※添付書類：実施箇所の図面及び実施時の写真

モニタリング用チェックリスト (保護区巡視)

日 時	年 月 日 時 分	
場 所	住所、林班名、樹種、林齢等を記入	
実 施 者	責任者	
実 施 内 容	(具体的に記入)	
特 記 事 項	(林道・法面等の状況、希少種の確認、不法投棄、病虫獣風害等の森林の異常 等)	

※添付書類：実施箇所の図面及び実施時の写真

改 善 指 示 書

構成員名		実施日	
構成員責任者		実施担当者	

N o	実施箇所	規 準	所 見	評 価
1				適合 ・ 不適合
2				適合 ・ 不適合
3				適合 ・ 不適合
4				適合 ・ 不適合
5				適合 ・ 不適合

改善指示事項

改善処置実施期限 年 月 日

※ FM認証管理責任者確認後、写しを構成員責任者へ回付する。

※ 前回の審査及びモニタリングでの指摘事項等を重点的に確認し、確認した事項を「規準」欄に明記する。

FM認証 管理責任者	構成員 責任者	実施 担当者

改 善 処 理 簿

構成員名		実施日	
構成員責任者		実施担当者	

N o	不適合事項	原因	改善処置	完了日
1				
2				
3				
4				
5				

※ 必要に応じて写真等を添付

F M 認 証 管 理 責 任 者	構 成 員 責 任 者	実 施 担 当 者

苦情（意見）処理票

構成員 責任者	回覧	担当者

受付日時		相手方	所属： 氏名：
起案日		受付者	
件 名			
内 容			
対応・処理			
備 考			

IV 森林管理認証内部監査規程

福井県県有林S G E C森林管理認証内部監査規程

1. 目的

福井県県有林森林認証の構成員が、森林管理計画書に基づき適正な森林管理を行っているか監査を行う。

2. 監査員

監査員は、福井県農林水産部県産材活用課長（FM認証管理責任者）または県産材活用課長から指名を受けた者とする。

なお、監査員は、原則、福井県県有林森林認証の構成員関係以外から指名する。

3. 監査の範囲及び方法

(1) 森林管理の監査

福井県県有林S G E C－FM認証森林管理計画書等に基づき適正な森林の管理を行っているか監査する。(様式：監査－1)

監査は年1回実施する。

(2) 構成員の森林のモニタリング

構成員が適切な森林管理を行っているか、モニタリングを実施する。(様式：監査－2)

また、必要に応じて現地調査を実施し、監視等を行う。

(3) 監査結果の周知

森林管理の監査及びモニタリングの結果については、構成員に周知する。

(4) マネジメントレビュー

事務局はFM認証管理責任者に対し、マネジメントレビュー報告書を提出し、承認を受けなければならない。(様式：監査－3)

マネジメントレビューは年1回行う。

4. 指摘事項、改善指示の是正

管理責任者及び構成員は、森林管理の監査及び構成員森林のモニタリングにより、指摘あるいは改善指示をされた事項について、重大な事項については指摘・改善指示のあった日から3ヶ月以内、軽微な事項については、1年以内に是正する。

附則 この規程は、平成 28 年 7 月 22 日より施行する。

附則 この規程は、令和 元年 6 月 18 日より施行する。

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 10 月 25 日より施行する。

モニタリングチェックリスト及び改善指示書

構成員の住所・氏名		
森林の所在地		
事業の種類・内容		
チェック項目		所見 適・否
福井県有林SGEC認証森林管理計画書	森林施業について、「森林管理計画書」・「森林作業共通仕様書」等を遵守しているか	
	「急傾斜地」の取扱いを遵守しているか	
	「保全地区」の取扱いを遵守しているか	
	「保護区」の取扱いを遵守しているか	
	「バッファゾーン」の取扱いを遵守しているか	
	「森林施業における環境配慮」を遵守しているか	
	「野生生物と文化財の保護」を遵守しているか	
	「選木マニュアル」を遵守しているか	
	「効率的な伐採・造材マニュアル」を遵守しているか	
	「森林ボランティア等推進方針」を遵守しているか	
	「化学物質取扱マニュアル」を遵守しているか	
	「廃棄物処理マニュアル」を遵守しているか	
	「SGEC認証材取扱マニュアル」を遵守しているか	
	森林作業チェックリストを用いて適切に実施しているか	
	モニタリング用チェックリストを用いて適切に実施しているか	
	苦情（意見）への対応を適切に実施しているか	
	認証材生産・出荷状況の確認を行っているか	
SGECマークの使用・管理は適切か		
その他（ ）		

調査年月日 年 月 日	審査者	総合判定
----------------	-----	------

改 善 指 示	
指示年月日	年 月 日

改 善 報 告	
報告年月日	年 月 日

確 認		
確認年月日	年 月 日	
確認者	確認者	F M認証管理責任者

マネジメントレビュー報告書

レビュー項目		レビュー結果
①	前回マネジメントレビューからの措置の状況	
②	管理システムに関する外部及び内部の変化	(外部) (内部)
③	不適合及び是正処置、モニタリングと計測結果、監査結果を含む組織のパフォーマンスに関する情報	組織のパフォーマンスに係る情報 (1) 不適合及び是正処置 (2) モニタリングと計測結果 (3) 監査結果
④	継続的改善のための機会	
⑤	組織の森林管理に対する利害関係者からの苦情・要望	
⑥	労働安全衛生法等の遵守状況	
事務局のコメント（含む指示事項）		
FM 認証管理責任者によるレビュー結果		

実施日時	令和 ○年 ○月 ○○日
報告書作成者	XXXX
承認者	YYYY

マネジメントレビュー報告書（例）

	レビュー項目	レビュー結果
①	前回マネジメントレビューからの措置の状況	・ 前回のマネジメントレビューにおいて特に改善・是正をするような点は指摘されなかった。 ・ ●●について、改善するよう指摘され、△△の措置を講じた。
②	管理システムに関する外部及び内部の変化	（外部） ・ 新基準が施行され、管理システムの新基準対応を行った。 （内部） ・ 認証面積の拡大に伴い、管理システムに追記した。 ・ 管理責任者の変更に伴い、組織体制を見直した。
③	不適合及び是正処置、モニタリングと計測結果、監査結果を含む組織のパフォーマンスに関する情報	組織のパフォーマンスに係る情報 （１）不適合及び是正処置 ・ ●●の不適合に対し、△△の是正処置を講じた。 ・ 特に是正処置を伴う不適合は発見されていない。 （２）モニタリングと計測結果 ・ ●●の計画と実績をレビューしたところ、△△により、計画に対し実績は落ち込んだ。その点については、××の対応をすることとした。 ・ 昨年に比較し認証材の販売量は、着実に伸びている。 （３）監査結果 ・ 監査では特に指摘は無く、パフォーマンス上特に問題はない。 ・ ●●などいくつかの指摘があり、早急に是正・改善する必要がある。
④	継続的改善のための機会	・ 業務委託先の労働災害がいくつか発生したので、改めて労働安全に対する研修を実施した。 ・ 認証材の販路拡大のために、木材のサプライチェーンの勉強会を行った。 ・ 認証材を高く売るために、試験的に新たな木材市場で販売することにした。

⑤	組織の森林管理に対する利害関係者からの苦情・要望	・ ZZZZ から●●の苦情・要望が寄せられ、△△のように対応し、ZZZZ の了解を得た。
⑥	労働安全衛生法等の遵守状況	・ 作業中の防護服の着用など問題は無かった。 ・ 労災が発生したが、適切に労災処理していることを確認した。 ・ 救急箱など携帯していない班があり、改めて救急箱の携帯を徹底した。
事務局のコメント (含む指示事項)		・ 福井県県有林 S G E C - F M 認証森林管理計画書に則り、概ね適切に実行され問題ないとの報告を AAAA (構成員責任者) から受けており、特に改善するような点は無いと思われる。
FM 認証管理責任者によるレビュー結果		・ 概ね良好に FM 管理システムは運用されていると思われる。引き続きしっかり運用して貰いたい。 ・ 認証材としての販路の拡大に努力をしてもらいたい。 ・ 労災ゼロに向け、現場での労働安全教育を徹底して欲しい。

実施日時	令和 ○年 ○月 ○○日
報告書作成者	XXXX
承認者	YYYY